

企画競争実施の公示

令和3年1月21日

分任支出負担行為担当官中部地方整備局
木曽川下流河川事務所長 高橋 一浩

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和3年度 木曽川下流事業推進業務

(2) 業務内容

本業務は、地域住民等に木曽川下流河川事務所の事業に理解を深めてもらうことを目的として、木曽三川下流部の河川事業推進のための広報事業に係る資料作成及び運営を行うものである。

(3) 予定履行期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術者等に関する要件
なし
- (7) 業務実績に関する要件
企画提案書を提出できる者は、下記に示される同種業務または類似業務について、平成23年度以降に完了した業務において、実績を有さなければならない。なお、令和2年度完了見込みの業務も対象とする。
同種業務：河川事業広報に係る資料作成又は運営業務
類似業務：広報に係る資料作成又は運営業務

3. 手続等

(1) 担当部局

〒511-0002 三重県桑名市大字福島465

中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 経理課

電話：0594-24-5712

F A X：0594-22-4621

電子メール：cbr-keikaryu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年1月21日から令和3年2月12日まで、(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和3年2月12日16時00分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メールによること。

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。

(4) その他の詳細は説明書による。